

会 議 報 告 書

【会議の概要】

会 議 名：令和6年度第1回加古川市障害者自立支援協議会

日 時：令和6年7月16日〔火〕13時30分から15時00分まで

場 所：加古川市役所 北館4階大会議室

議 題：〔1〕日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価

〔2〕各専門部会の令和5年度活動報告及び令和6年度活動方針の報告

〔3〕その他

出 席 者：委員12名、事業所担当者2名、市〔事務局〕6名

欠 席 者：委員3名

公開・非公開の別：公開〔傍聴者：4名〕

配布資料：別紙N0.1 次第

別紙N0.2 加古川市障害者自立支援協議会 委員名簿

別紙N0.3 加古川市障害者自立支援協議会 設置要綱

別紙N0.4 加古川市障害者自立支援協議会 公開基準

別紙N0.5 加古川市障害者自立支援協議会 専門部会実施要領

別紙N0.6 日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シート

別紙N0.7 日中サービス支援型共同生活援助概要

別紙N0.8 日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告・協議会からの
評価等に関する実施要綱

別紙N0.9 加古川市障害者自立支援協議会 令和5年度活動報告と令和6年度活動方針

【協議の概要】

（1）日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価

「障がい者ケアセンターかんの」における報告書について、設置者である「障がい者ケアセンターかんの」より報告を受けた。

（2）各専門部会の令和5年度活動報告及び令和6年度活動方針の報告

基幹相談支援センターより、令和5年度の加古川市障害者自立支援協議会各専門部会における活動報告及び令和6年度の活動方針の報告を受けた。

（3）日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価

「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」における報告書について、設置者である「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」より報告を受けた。

以 上

司会]事務局、議事]会長

1 開 会

〔事務局より配付資料の確認〕

2 課長あいさつ

〔課長よりあいさつ〕

3 委員紹介

[事務局より着席順に委員紹介]

4 議事

1) 日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価について

①「障害者ケアセンターかんの」より報告。

≪以下、意見交換の内容≫

[会長]

「障がい者ケアセンターかんの」からの報告が終わりました。

内容につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問を受けたいと思いますが、ご発言される場合は挙手をお願いいたします。

[委員]

加古川健康福祉事務所では、難病の患者さんで人工呼吸器をつけておられる方が、避難先として「障がい者ケアセンターかんの」になっていただいているという方が多いのですが、どんどん受け入れていただけているのはありがたいのですが、本当に受け入れていただけるのか、今後も大丈夫なのか、人数が増え過ぎないのかというところで、少し保健師の方が心配をされていて、とても助かっているのですが、現状はいかがでしょうか。

[障害者ケアセンターかんの]

ご質問ありがとうございます。

協定を結ぶ段のところで、基本的に避難スペースの確保というところを一番の大前提とさせていただいております。

ですので、基本的にはご家族様と一緒に避難をしていただいて、ご自宅が例えば洪水地域だった場合など、そういう場合はこちらの事業所を利用していただけるというところを基本線としております。

ただ一方で、災害時の電源ということで、LP ガス方式の非常電源もご用意しておりますので、その辺の受け入れのところで、希望や季節的なこともありますけれども、基本的には呼吸器のバッテリー充電など、そういう対応をしていただくという意図で、可能な限り受け入れの方はしていこうという方針で進めています。

[本山会長]

他にご意見、ご質問等ございますか。三好委員お願いします。

[委員]

少しだけ確認ですが、この報告の対象期間は、令和 5 年度という理解でよろしいでしょうか。

利用者状況は、令和 6 年の 4 月末、1 ページの 2 番のところ、少し細かいですが、時期を合わせてもらった方が、比較がしやすいのかなと思いましたので、次年度以降工夫していただけたら助かります。

以上です。

[事務局]

事務局の方で対応、確認いたします。

[委員]

以前にも質問にお答えいただいたと思いますが、対象になるのが成人のみだったと思います。

今、医ケア児支援法が始まって、児童の医療的ケアが必要な方、保護者の働く機会等々を含めた上で、医療的ケア児のショートを受け入れ先というのが、やはり大きな課題となっておりまして、加古川の中でも、やはりその受け入れ先がないのが、大きな課題というのがあがっています。

今後、医ケア児支援法により、取り組みが進んでいく中で、加古川の中でもこういった「障がい者ケアセンターかんの」のようなところで、児童の患者さんも受けていただくことができると、1つの大きな資源として成り立つのではないかと考え、また、とてもありがたいと思うのですが、現状におきまして、今すぐではなくとも、今後、ショートを受け入れ、児童の受け入れの検討などがあったりするものでしょうか。

[障害者ケアセンターかんの]

ご質問の方ありがとうございます。

小児の受け入れのご要望が強いということは、我々としても重々承知はしているところですが、やはり小児科という分野のことを考えますと、なかなかそこに適切なサービスというのは難しいのではないかというのが現状の課題でございます。

このあたりで「(兵庫)あおの病院」や「(重度障害総合支援センター)ルルド」というところから、成人になったことによって、また小児の分野から成人の方に移行された方を、我々が受け皿として、支援する役割ができればと、現状進めているというところを理解していただければと思います。

[会長]

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

[委員]

さっきご質問に答えていただいて、その医療的ケア児は今、具体的には受入体制にないと受け取っているのでしょうか。

あと、少なくとも電源はどれぐらい確保できるか、その情報だけでも知りたいのですが。

[障害者ケアセンターかんの]

医療的ケア児につきましては、現状対象外ということで、受け入れはできないとご理解ください。

電源の方は、LP ガス、工事現場にあるような LP ガス方式は非常用発電機がございまして、近隣のところも含めて LP ガスの使用もごございますので、LP ガスの補充をしながら、24 時間提供できるような体制を設けています。

その 4 台分の電源供給という形だけになりますので、空調等の使用になりますとちょっと難しいかなという面はございます。

[委員]

ありがとうございます。

[会長]

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特にございませんか。

それでは、先ほど出ました意見を踏まえまして、「障がい者ケアセンターかんの」には後日、協議会から結果をご報告させていただきます。

[事務局]

ありがとうございます。

それでは、ここで報告者の入れ替えを行うのですが、最初に申し上げましたように「ケアホームリノ加古川」は、今回、担当者の方が体調不良でご欠席ということで、「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」の方になりますが、まだ担当者の方が到着しておらず、連絡が取れない状況ですので、大変申し訳ございませんが、次第の方で、議事の2)になっております専門部会の報告の方を繰り上げて進めさせていただきたいと思っております。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

[会長]

それでは先ほどアナウンスがありました通り、議事の順番を変更させていただきます。

議事の2)「各専門部会の令和5年度活動報告及び令和6年度活動方針について」につきまして、各専門部会の事務局であります加古川市障がい者基幹相談支援センターより報告をお願いいたします。

議事 2) 令和5年度各専門部会の活動報告及び令和6年度活動方針の報告

加古川市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）より報告

≪以下、意見交換の内容≫

[会長]

中村委員より、令和5年度の各専門部会の報告と令和6年度の活動方針についての報告がございましたが、この件に関しましてご質問、ご意見等ございますか。

[委員]

いろいろな取り組みを本当にありがとうございます。

その中で、いろんなワーキングの後に、事業所の職員の方向けの研修会というのも開いていただいているようですが、全体の規模からみると参加者がすごく少ないように感じています。

平日の午後というのは、自分たちのそれぞれの仕事がある中での出席ということになると、支援するべき人を残していかないといけないことになるので、ちょっと難しいのではないかなというのが、すごく見て思った

ところでは。

放課後デイなどの事業所に関しても、この度の報酬改定で放課後デイのいろんなシステムが変わっていくと思うのですが、その中で、もっと学校と事業者を結ぶような、真ん中にいるのは子どもだと思うので、子どもを中心に、そういう支援を統一しなければ、なかなかその子の支援って難しいと思います。こっちとあっちが違うということではね。ですので、親御さんと本人を中心に、親御さんと子ども、学校と放課後デイの事業所というのがしっかり連携を取ったうえでの支援でないとうまくいかないのではないかと思いますので、ご検討よろしくお願いいたします。

[基幹相談支援センター]

ご意見ありがとうございます。

事務局を担っていて、いろんな部会がありますが、本当にこの開催の曜日であったり、時間帯であったり、いろいろ重ねていく中でとても悩ましいところが正直あります。

少しでも多くの方がご参加いただけて、有意義な会議になるために、児童の、例えば児童発達支援事業であると、午後の方が出やすかったり、放課後等デイサービスであると午前の方が出やすかったり、日中の事業所であると休日が出やすいかと思っていたら、休日だと代休になって、後日職員がいなくなるから、休みにくいなど、いろいろな声があるのも事実だと思います。その中でも、部会員の皆さんからも貴重なご意見いただきながら、できるだけ効果的に開催できるように、これから検討を進めながら開催していきたいなと思います。

ありがとうございます。

もう1つ、学校と事業所との連携ですが、やはりこれはかねてから大きな課題にありまして、どうしても他分野になってくると、連携が取りにくいというのが、医療であったり雇用であったり、どうしてもそういった課題は常々あります。

それを繋いでいくのが自立支援協議会の役割かなというふうに考えておりますので、例えば今回のこの相談支援専門部会の中で、特別支援教育コーディネーターの学校の先生の会の中に参加させていただく、この取り組みは2、3年前から始めているのですが、少しずつそれで学校の先生と相談支援専門員との顔が繋がっていく。今度はこども部会の中で、児童の事業所と学校の先生等を含めた上で、できるだけ妨げのないハードルの少ない形で交わることができるように、そういった会を作っていきたいといったような計画も上がっておりますので、またできるだけこちらも効果が上がるような形で、検討を進めて実施していきたいなと思います。

また、ご意見よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

[会長]

はい、ありがとうございます。他にご意見とかご質問等はございますか。

[委員]

まず1つ目は質問なのですが、合理的配慮の義務化が今年の4月から民間事業者に対しても行われていますが、その観点で何か令和6年度で新しく取り組みを行われようとしていることがあればちょっと教えていただきたいというふうに思っております。それが1点目です。2点目、ここの守備範囲がどうか分からないの

ですが、子どもと合理的配慮の関係の中で、僕この間、神戸市の校長会 250 人ぐらい、小中幼稚園、教頭会 200 人ぐらいで、合理的配慮について少し話をしてきたことがあります。何かこうディスカッションをしていたら、中学校の先生たちが、必ずしもそうではないのですが、なかなかその障がいがある児童生徒に対して結構厳しいあたりをするというか、小学校まではきちんと本人の立場にたって、いろいろ考えてもらっているのですが、小学校から中学校に行くときに、結構、皆さん壁があったりするみたいです。この会議体の守備範囲外かもしれないのですが、何かそういう特別支援教育課だけじゃなくて、通常の学校の先生たちにこそむしろ、肢体不自由児や、知的障がいのある方の理解を進めていただく、特別支援コーディネーターの方などは、それなりにわかっていただいているので、むしろ通常の学校の先生に対する理解を進めていただくところが重要じゃないかなと、その校長会や教頭会に呼んでいただいて思いましたが、何かそこに対する取り組みが今後ありえそうなのかどうか、もし可能であれば教えていただけたらと思います。以上です。

[基幹相談支援センター]

ご質問ありがとうございます。

まず 1 点目の、合理的配慮の義務化になったことで、そこからどういった形での取り組みを検討しているかというご質問かと思いますが、正直やはりこの義務化になってから、先日、今年度も開催したのですが、一般の事業所がどういった取り組みをしているのか、その移行の部分が、僕の記憶でさかのぼって間違っていたら申し訳ないのですが、始まるまでの以前の方がまだ盛り上がっていて、実はこの 4 月以降になると、その意識というの、何かこう盛り上がりが若干おさまっているのではないかなというような声もありました。

ただ、これに関しては、蓋を開けてみたらこんな感じだったというふうなところもあるのかもしれないですが、ただやはりこれで合理的配慮が、世の中、社会の中に浸透しているかと言われると、とてもそこには至ってないと思いますので、ちょうど 6 月に障害者白書が出まして、その内容がほぼ合理的配慮の話、差別解消の話でしたので、そこを部会員の中でも共有させていただいて、これからの取り組みとあと加古川市の現状、そこをくみあげた上で、今後、取り組みを具体的なものにしていきたいと考えております。

もう 1 つが、小学校から中学校になってくると、どちらも教育の分野になってくるので、なかなか私の方でこうですねというのは申し上げにくいところがありますが、今年度も、市内の特別支援学級の先生を対象に、基幹相談支援センターの方に職員派遣依頼を受けていまして、基幹(相談支援センター)の説明や障害福祉の説明、あとはどういうところでネットワークがつくれるか、そういった内容での派遣依頼を受け取っています。

ですので、現実のところ、先ほど神戸市とおっしゃられたのですが、加古川市はどうなっているのか、そのあたりについてはちょっと言及にくいところがありますが、ただ我々基幹相談支援センターの役割、また、(専門部会)事務局を担っておりますので、協議会の取り組みとして、普通校の通常学級、また、特別支援学級等々へのアプローチというのもしておいた上で、継続して支援していきたいなと思います。

ありがとうございました。

[会長]

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等はございますか。

[委員]

自立支援協議会で様々な取り組みを行っていただいている報告ありがとうございました。

資料の最後になるのですが、令和6年度の活動方針というところで、最後ですね、個別避難計画について協議、提案が上がっていると書かれて終わっているところですが、改めて、防災や避難のことというのは、すごく重要なテーマだなというところで、ここを議論されるのは、とてもいいことだと思っているところですが、具体的にどんな提案が今上がってきていて、どんな議論が進むのだろうかいうところを教えていただけたらと思います。

[基幹相談支援センター]

ご質問ありがとうございます。

加古川市においては、比較的県内でも早く個別避難計画の作成が推進されていまして、少しずつではあるのですが、相談員の中にもその意識というのが芽生えてきている状況かと思います。

相談支援専門員の本来の役割としてサービス利用計画、こちらはサービスを使うにあたって本人の目標に向けての支援内容を作り上げていくような形になっているのですが、その中にも、今回の市の避難計画の対象になってもならなくても、この防災という、いざという緊急事態を相談支援専門員並びに本人・家族と一緒に考えていくことで、まずそこで、災害時、緊急事態の対応というのが共有できる、意識する機会になる大事な機会というのが1つ挙がっています。

また、この災害時の避難計画につきましては、地域の民生委員さんや住民の皆さんにもご協力をいただく形で、いざというときに、ここに要支援者がいますよというところでご理解いただく、そういった機会にもなるということです。相談支援専門員と本人・家族が結びついたらいいというところから1歩先を出た意識を常に持っておく、それは市からの依頼があってもなくても関係なく、相談支援専門員が必ず持っておくべき意識だなというところで、今年度、この部会を通して、防災個別避難計画の作成、何かあり方を考えていけたらなというような話が上がっている状況です。

[会長]

専門部会についてはよろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、先ほどのご意見、ご報告の内容を踏まえて今年度活動を進めていただきたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、議題1)の日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価の③「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」より報告をお願いしたいと思います。

議事 1)日中サービス支援型共同生活援助の報告及び評価について

③「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」より報告。

《以下、意見交換の内容》

[会長]

ありがとうございます。

「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」からの報告が終わりました。

内容につきまして、ご意見、ご質問があればお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

[委員]

入居者の受け入れを行うにあたっては、一旦、体験利用を経てから受け入れるということをされていると思いますが、ショートステイの緊急の時は、実績としてはゼロですが、それがあった場合は、どのような受け入れをされるようになっているのでしょうか。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

ご質問ありがとうございます。

緊急の方に関しては、相談員の方や、あと病院のソーシャルワーカーさんなどから情報をいただいて、計画を立てて入ってくるわけではなく、緊急ではありますので、それに関しては情報をできる限りその場で集めて、それに対してサービス管理者が1日の流れをつくりまして、そこで受け入れて支援していくという形をとる、そのような流れになるようにはしております。

お断りするケースというのは、例えば他害など、そういった形になると少し難しい面というのはありますので、そういった場合に、例えばですけれど、薬や何か対応策っていうのを講じて対応できるのであれば、受け入れはしていきたいとは思っております。

[会長]

他にご意見、ご質問等ございますか。

[委員]

日中支援型のグループホームという制度ができた時に、私たち知的障がいのある人たちは、すごく重度な人たちを受け入れてくださる事業所と理解しておりました。

今日拝見したところ、区分6の人は0人ということで、また、とても障害区分が多岐に渡っているので、あら、という感じです。

また、その中で他の日中活動サービスの利用を見て私は嬉しいのですが、利用者皆さんほとんどが他に行かれるというのは、日中支援型のグループホームという機能と、何か合わないのではないかなと思っています。

障がいがある人たちをいずれ残していく身にとっては、本人たちが弱ってきたときも、そこに暮らし続けられるという施設であることがすごくうれしかったのですが、そこら辺の受け入れというのは、すごい利用者状況を見たときに、「？」という感じがしたのですが。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

ご質問ありがとうございます。

まず、当グループホームは、今もちろん言われた通り日中支援型ですので、日中も支援していきますよと

いうホームではあるのですが、ある意味、在宅生活の延長線ではないかという気持ちを私個人では持っています。ですので、今までしてきた生活を今すぐ変える必要があるのかなというところがあります。

実際、20代の方とかも、もちろんいらっしゃいますし、先がまだ長い期間がありまして、だんだん通所も難しくなっていくのは当然ですし、その中で、難しくなったときに、こちらでどう日中支援していくかっていうことにはなってくると思います。

ですので、本当にほとんど日中いらっしゃらない状況で、もちろんその「？」というのは、そうだなと私も今改めて思いましたが、私個人としては、そういうふうに捉えているので、あえて日中支援型に来たからといって、今までしてきたことをやめるというのはまた違うのではないかと、そうなった時にどうやって支援していくかが課題かなと私個人としては思っております。

もちろん通所に行くのが難しいという方も中にはいらっしゃいますが、ある意味難しかった方が、この集団生活に1ヶ月、2ヶ月で慣れられて、そこから通所に通う方ももちろんいらっしゃいます。それはすごくある意味いいのかなと、やはりメリハリというのはとても大事で、日中支援って言っても、やはり限られてくるし、部屋の中にずっといるとストレスがすごくたまっていく、今、土日だけでも割と不穏になる方は正直いらっしゃいます。通所に行くのを楽しみにしている方もいらっしゃいますので、そういった面では、日中支援型と言われたらそうかもしれませんが、通所に行くこと自体はいいのではないかと思います。

[委員]

今その日中支援型のグループホームが必要な人を排除しないようにということで、受け入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[ソーシャルインクルーホーム加古川南備後]

重度の方ももちろんいらっしゃいますし、中には寝たきりの方もいらっしゃいますので、その中で、重度を断っているということではないというところだけは、ご理解いただきたいと思っております。

[会長]

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

それでは、特にないようですので、今回のご意見を踏まえて「ソーシャルインクルーホーム加古川南備後」には後日、協議会から結果を報告させていただきます。

ありがとうございました。

それでは議題の3)その他に移ります。

皆様におかれましては、この場で共有とか報告するような案件がございましたらお受けしたいと思いますので、いかがでしょうか。

議事 3)その他

《以下、意見交換の内容》

[事務局]

事務局の方から1つご報告をよろしいでしょうか。

医療的ケア児コーディネーターのことでありますが、これまでも、県の方から加古川市でも配置するようにというお話がありまして、前期計画では令和5年度中に配置しますと記載をしていました。しかし、残念ながら間に合わなかったのですが、この度、令和6年4月1日から基幹相談支援センターの方に業務として委託をさせていただけるということで話がまとまり、現在、基幹の職員の方が研修を受講しております。その研修が終わり次第、時期としては秋頃になると思っているのですが、加古川市でも医療的ケア児コーディネーターの配置を公表していきたいと考えております。現在の状況を皆様の方にご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

5 閉会

以 上